

報 告 書
及 び
提 案 書

平成 24 年 4 月 24 日

政府調達苦情検討委員会

政府調達苦情検討委員会は、「検委事第 11 号」について
本委員会の報告書及び提案書を別紙のとおりとする。

平成 24 年 4 月 24 日

政府調達苦情検討委員会委員長

加 毛 修

(別紙)

検委事第11号

報 告 書

苦情申立人 匿名

愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1番地1

関係調達機関 国立大学法人豊橋技術科学大学

代表者契約担当役事務局長	辻		敏	明
代理人 弁護士	大	林	由	美
代理人	石	田		誠
	石	井		仁
	若	原	昭	浩
	澤	田	和	明
	赤	井	大	輔
	高	橋	一	浩
	荒	井	忠	行
	黒	柳	和	久
	柴	田	武	彦
	藤	田		彰

第1 苦情申立人及び関係調達機関の求める判断

1 苦情申立人

関係調達機関が行った「横型薄膜形成装置」の調達（以下「本件調達」という。）に係る入札手続について、入札における技術審査を再度行うよう、関係調達機関に提案されるよう求める。

2 関係調達機関

苦情申立人の苦情申立て（以下「本件申立て」という。）の却下を求める。

第2 事案の概要

1 関係調達機関は、横型薄膜形成装置について調達を実施することとした。

2 関係調達機関は、平成23年10月21日、本件調達の入札公告を行い、本件調達に係る入札説明書（以下「本件入札説明書」という。）の交付を開始した。

本件入札説明書等のうち、本件申立てに関係する主な部分は以下のとおりである。

入札説明書（抄）

2 調達内容

（3）調達件名の特質等

詳細は、別冊仕様書による。

5 その他

（2）競争加入者等に要求される事項

② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、契約担当役から納入できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公

告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

仕様書 (抄)

II. 技術的要件の概要

1. 本調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は「III. 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。
2. 技術的要件はすべて必須の要求条件であり、本学が必要とする最低条件を示しており、応札機器の性能等がこれを満たしていないと判定がされた場合には、落札決定の対象から除外する。
3. 応札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学の技術審査委員会において、応札機器に係る技術仕様書を含む入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
4. (略)
5. 提案に関する留意事項

① 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつ分かり易く、資料等を添付する等して説明すること。

したがって、本仕様書の技術的要件に対して、単に「はい、できます。」「はい、提案します。」といった回答の提案の場合は提案書と見なさないので十分留意して作成すること。

また、審査にあたって提案の根拠が不明確であったり、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると本学の技術審査委員会が判断した場合には、要求要件を満たしていないものとみなす。

② 提出された資料等の内容について、問い合わせやヒアリングを行うことがあるので照会先を明記すること。

③～⑤ (略)

Ⅲ. 調達物品に備えるべき技術的要件

(性能, 機能に関する要件)

本横型薄膜形成装置は少なくとも以下の構成要素と機能を持つこと。

1. 横型電気炉 1式

4インチΦの基板を処理可能で, 処理量は一回あたり少なくとも20枚とすること。

① 基本性能:

・窒化シリコン膜, 酸化シリコン膜用

...

7) ヒータ構造 スパイラル型ヒータ

...

・ポリシリコン膜用

...

7) ヒータ構造 発熱体炉軸平行配置型ヒータ

(以下略)

国立大学法人豊橋技術科学大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要領 (抄)

第6条 (技術審査)

技術審査は, 応札者の提案した設備が本学の仕様を満たしているか否かについて, 応札者から提出された書類等に基づき行うほか, 応札者から十分な説明を受けて行うものとする。

2 技術審査に当たっては, 応札仕様の一覧表及び技術審査結果を記録するための技術審査表を作成するものとする。

3 技術審査職員は、技術審査の結果について別紙様式4の報告書等を作成し、前項の応札仕様の一覧表等を添付し、契約担当役に報告するものとする。

第7条（技術審査結果の通知）

契約担当役は、技術審査の結果不合格となった応札者に対しては、理由を付した書面で通知するものとする。

- 3 平成23年12月5日、苦情申立人は、関係調達機関に対し、提案書を提出した。
- 4 平成23年12月19日、関係調達機関は、苦情申立人に対し、提案技術仕様に関する質問書を送付した。
- 5 平成23年12月20日、苦情申立人は、関係調達機関に対し、提案技術仕様に関する質問書の回答を送付した。
- 6 平成23年12月21日、関係調達機関は、苦情申立人の提案技術仕様を技術審査委員会で審査し、「不適」と決定した。
- 7 平成23年12月22日午前10時、関係調達機関は苦情申立人に対し、技術審査報告書の結果を連絡した。
- 8 平成23年12月22日午後2時、関係調達機関は、開札を行い、同日落札者と契約を締結した。
- 9 平成23年12月24日、苦情申立人は、提案技術仕様の技術審査報告書を受領した。
- 10 平成23年12月26日、苦情申立人は関係調達機関と当事者間協議を開始した。
- 11 平成24年2月1日、関係調達機関は、落札者の公示を行った。
- 12 平成24年2月8日、関係調達機関は苦情申立人に対し、当事者間協議を打ち切る旨回答した。
- 13 平成24年2月17日、苦情申立人は政府調達苦情検討委員会

(以下「委員会」という。) に対して本件申立てを行った。

- 1 4 平成24年2月23日, 委員会は関係調達機関に対して契約執行の停止の要請を行った。
- 1 5 平成24年2月27日, 関係調達機関は委員会に対して契約執行の停止の要請に従うことができない旨を理由とともに提出した。

第3 争点及び争点に係る主張

本件申立ての争点は, 大別すると,

- 1 苦情申立ての時期について
- 2 技術審査委員会による審査が本件入札説明書に記載のない基準で行われたことについて
- 3 本件入札説明書及び仕様書に定める技術的要件が, 政府調達協定 (以下「協定」という。) 第12条第2項 (g) の求める「完全な説明」の要件を満たしていたかについて
- 4 関係調達機関が行った提案技術仕様に関する質問書の送付等について

であり, これらの争点に関する苦情申立人及び関係調達機関の主張は, 以下のとおりである。

1 苦情申立ての時期について

(1) 苦情申立人の主張

ア 入札当日の平成23年12月22日, 入札会場への移動中に技術審査結果が「不適」の連絡をうけ, 「入札当日の連絡というのはおかしくないか。」と進言したところ, 「過去に当日連絡という事例はなく, 今回は連絡が遅れ申し訳ない。」との回答しか得られなかった。また, 既に入札会場へ向かって

いたため、移動費を含めた経費の請求交渉を行ったが、支払うことができないという回答であった。

技術審査結果の事実を書面確認したのは平成23年12月24日。落札者と落札金額の開示を求めたが、平成24年2月1日の公示まで開示できないと回答を受けた。交通費及び出張費の請求交渉を以後継続したが、回答が得られなかった。

交渉を開始したのは平成23年12月26日からであり、平成24年1月10日に請求予定額の提出を求められたため、翌11日に請求予定額を提示した。

イ 関係調達機関の報告書には、「入札の技術審査結果に関する協議を一切行っていません。」とあるが、関係調達機関へ連絡を取る相手は会計課契約係長であり、技術審査に関しての問い合わせをしても「事務サイドでは分かりかねる」と「担当教員から連絡させますので」の回答しかなかったことが事実。

また、平成24年1月11日に実費経費をメールにて連絡しているが、平成24年1月10日に関係調達機関の購入担当教員から電話連絡があつて、この日の電話の中では、「技術審査は購入担当教員は参加していないし、事務方からややこしい問題にしてほしくないとうるさいので穏便に済ませてほしい。」という内容があつた。

平成24年1月10日の内容は技術審査に関する協議であり、以後3度にわたり回答の催促を入れたが明確な回答を得られず、平成24年2月8日に当事者間協議を打ち切られたことから、平成24年2月8日が苦情申立てに必要なすべてを知り得た日であり、委員会に平成24年2月27日に本件

申立てが受理されたのは正当である。

(2) 関係調達機関の主張

ア 平成23年12月22日、苦情申立人へ技術審査結果を郵送及び電話連絡を行っており、平成23年12月24日、苦情申立人が技術審査結果を受領している。

また、苦情申立人は交渉を開始したと主張しているが、技術審査結果に関する協議を一切行っていない。

一方、苦情申立人から関係調達機関購入担当職員に対し、交通費及び出張費を要求するメールが届いたが、平成24年2月8日に支払に応じられない旨返答した。

したがって、苦情申立人が苦情の原因となった事実を認識した日から10日経過した日は、遅くとも平成24年1月17日となる。

イ 苦情申立人は、平成23年12月26日に技術審査結果について協議を開始したと主張しているが、関係調達機関は技術審査結果に関する協議を行った事実はない。

平成24年1月6日に苦情申立人に電話連絡し、技術審査結果について説明を行っている。

また、平成24年1月10日に請求予定額の提出を求められたとの主張がされているが、交通費及び出張費の提出を求めている。同日に、購入担当教員から苦情申立人に対し、「本件に関する発注権限はない」旨前置きし、「ちなみにどれくらいの額なのか」と電話で聞いたところ、平成24年1月11日に苦情申立人から交通費及び出張費を要求するメールが届いた。本件入札説明書5(2)③に、「競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用につい

ては、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。」と明記されており、平成24年2月8日に支払に応じられない旨回答したものである。

さらに、苦情申立人は「技術審査委員会にて『不適』と判断された理由が納得できるものではなかったが、何を言っても入札終了後ということで掛け合ってもらえない状況でした。」と主張しているが、平成23年12月22日及び平成24年1月10日に購入担当教員から苦情申立人に電話連絡し、技術審査結果について説明している。

ウ よって、平成24年2月17日に行われた苦情申立ては「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定）5.（2）①に該当し、本件申立ては却下されるべき。

2 技術審査委員会による審査が本件入札説明書に記載のない基準で行われたことについて

(1) 苦情申立人の主張

ア 苦情申立人は関係調達機関に対し、本件入札説明書に記載されている各必要証明書類・技術仕様書に加え、追加要求された仕様図面を提出して技術仕様を明確に証明した。しかし、関係調達機関の技術審査委員会による技術審査の結果、「不適」とされた理由は、「提案された資料では、ポリシリコン膜用ヒータ構造の要件として定める発熱体炉軸平行配置型ヒータであることが確認できないため。」であった。本件入札説明書では、発熱体ヒータ構造は、「発熱体炉軸平行配置型ヒータ」と記載されているにもかかわらず、苦情申立人の発熱体炉軸平行配置型ヒータが「不適」とされた理

由は、本件入札説明書及び仕様書に記載されていない基準で評価されたと考えられる。

また、平成23年11月30日の関係調達機関への訪問時に、購入担当教員から、①本件調達は現行機器のリピート製品に近く、過去行った業者をお願いしたいのが本音であること、②できるだけ入札に参加しないでほしいという意向を容易に感じ取れたこと、③代替案件があるように説明していたことから、本件調達の技術審査結果は容易に予見できた。

イ よって、技術審査委員会による審査が本件入札説明書に記載のない基準で行われており、協定第9条第6項（f）に違反する。

（2）関係調達機関の主張

苦情申立人の提案書では、技術仕様書と提案技術仕様書のいずれとも、関係調達機関の仕様書に定める技術的要件を転記しているのみの箇所が多数あった。このため、構成内訳一覧に記載されている機器のメーカーや型番を基に、機器のカタログをWEBより入手し、提案内容と合致しているか、一点一点確認した。しかし、2種類のヒータについて特に発熱体炉軸平行配置型ヒータであることが明確となる説明の記述がなかった。このため、「Ⅲ. 調達物品に備えるべき技術要件（性能、機能に関する要件）の1. 横型電気炉1式のヒータについて、メーカー、型番及びカタログ等の外観を確認できる部分のコピー（または図面等のコピー）」の資料をファックスにて求めた。また、訴外2社に対しても全く同じ内容で質問した。

苦情申立人はこの質問に対し、メーカー名（自社製）、型番及び外観の図面を提出した。スパイラル型ヒータ及び発熱体炉軸平行配置型ヒータの2種類の図面があったが、両ヒータ構造の違いが全く判別できなかった。また、型番や図面中に表記された文字や記号などを基に、WEBによる調査を行ったが、発熱体炉軸平行配置型ヒータであると確認できなかった。このため技術審査ではヒータが仕様を満たしているのか確認できず、仕様書Ⅱ. 5. ①「審査にあたって提案の根拠が不明確であったり、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると本学の技術審査委員会が判断した場合には、要求要件を満たしていないものとみなす。」により、不適と判断した。したがって、仕様書に記載されていない基準では評価しておらず、協定第9条第6項（f）に違反していない。

3 本件入札説明書及び仕様書に定める技術的要件が、協定第12条第2項（g）の求める「完全な説明」の要件を満たしていたかについて

（1）苦情申立人の主張

ア 関係調達機関の仕様書について、高度な技術が必要とされる発熱体炉軸平行配置型ヒータの詳細を明らかにしておらず、仕様書として不完全である。

イ 関係調達機関が委員会に提出した報告書13～16ページのような技術仕様に係る図面等を持っているにもかかわらず、交付された本件入札説明書及び仕様書には含まれていない。

ウ 関係調達機関が持つ技術仕様に係る図面等を見れば、要求される技術仕様書を容易に作成できた。

エ したがって、協定第12条第2項（g）の趣旨、「要求される産品若しくはサービス又はこれらに関する要件についての完全な説明（技術仕様、満たすべき適合性の証明並びに必要な設計図、図案及び解説資料を含む。）」が満たされておらず、協定に違反する。

（2）関係調達機関の主張

ア 本件入札説明書の仕様書は、現有装置と同等の性能となるよう数値設定を行った。

イ 本件入札説明書及び仕様書にすべての必要な仕様を記載しているのので、そこで完全な情報提供をしていると理解している。入札する事業者が、十分理解すれば、回答できるものとなっている。

ウ また、今回、委員会に提出した報告書に添付した図面については、「本当に専門メーカー等であれば、この辺の技術レベルは常識として持っているだろうということがあり、記載しなかった」ものである。

エ なお、本件入札説明書及び仕様書に定める技術的要件の提案に際しては、

「仕様書Ⅱ．5．提案に関する留意事項①提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつ分かり易く、資料等を添付する等して説明すること。したがって、本仕様書の技術的要件に対して、単に『はい、できます。』『はい、提案します。』といった回答の提案の場合は提案書と見なさないの十分留意して作成すること。また、審査にあたって提案の根拠が不明確であったり、説明が不

十分で技術審査に重大な支障があると本学の技術審査委員会が判断した場合には、要求要件を満たしていないものとみなす。」

とされているので、入札する事業者の側で、発熱体炉軸平行配置型ヒータについて具体の提案、ヒータ素線の情報のみならず、その実現方法など詳細を示すべきである。

オ 関係調達機関の本件入札説明書及び仕様書は、要求される技術的要件を完全に説明しており、協定第12条第2項(g)に違反していない。

4 関係調達機関が行った提案技術仕様に関する質問書の送付等について

(1) 苦情申立人の主張

ア 関係調達機関が行った提案技術仕様に関する質問書において、「Ⅲ. 調達物品に備えるべき技術的要件（性能、機能に関する要件）の1. 横型電気炉1式のヒータについて、メーカー、型番及びカタログ等の外観の確認できる部分のコピー（または図面等のコピー）」を求めたことから、苦情申立人は関係調達機関に対し、自社製品型番を記載した図面を提出した。

イ 「電気炉ヒータ」の外観についてスケッチするように言われた場合、一般に、事業者としては、電気炉の外観をスケッチするのであり、「わざわざ電気炉を開けて、蓋を開けて中のヒータの詳細をスケッチすることは多分ない」のであって、実際、複数のメーカーにヒータの外観図を出してくださいと要請したところ、やはり、電気炉等の外観図を提出してきた。

ウ また、技術審査委員会は、提出した外観図面により、求めていたヒータの構造でないということは、直ちに判断することができたはずである。その時点で、連絡があれば、直ちに書類を書き直して提出することが可能であった。

(2) 関係調達機関の主張

ア ファックスで送信した質問は、ヒータに関することであり、炉に関することではない。例えて言えば、暖炉の中の熱源は、昔はまきであったのが、最近では、電気ヒータやガスヒータを設置している場合もあり、この「暖炉」と「まき」の関係が電気炉とヒータに相当する。「電気炉」の中に備えつけるのが「ヒータ」である。

イ また、技術審査委員会が確認したのが「ヒータ構造 発熱体炉軸平行配置型ヒータ」であれば、そのように具体的に質問すべきだったかもしれないが、その場合には、本件訴外1社にヒントを与えることになり、公平性が失われると判断した。

ウ なお、苦情申立人及び本件訴外1社からのファックスに対する回答がヒータの構造ではなかったことは確認できたが、仕様書をよく読めば回答できたはずであり、技術審査委員会は公平性の判断から、WEBで確認することとした。

以上に取り上げた争点のほかにも、苦情申立人は、①関係調達機関からの技術審査結果の通知連絡が開札日当日であったのは問題であることについて、②苦情申立人が支払った交通費及び出張費を弁済すべきことについて、③公的資金で契約される入札制度は公正かつ公平であるべきことについて、それぞれ主

張し苦情を申し立てているが、それらは、委員会が取り扱う協定の違反に関する判断を要すとはいえない。

第4 提出資料

1 苦情申立人

平成24年2月17日付け 政府調達苦情申立書
平成24年2月21日付け 政府調達苦情申立書（補正）
平成24年3月12日付け 意見書
平成24年3月21日付け 意見陳述書

2 関係調達機関

平成24年2月27日付け 苦情申立ての却下申出書
平成24年2月27日付け 契約執行の停止について
平成24年3月5日付け 迅速処理の要請書
平成24年3月5日付け 報告書
平成24年3月21日付け 意見陳述書

第5 委員会における検討

委員会は、苦情申立人の平成24年2月17日付け本件申立てについて、同月27日受理し、同月29日本件申立てを受理した旨公示した。

平成24年3月9日に委員会を開催し、検討を開始した。

委員会での検討経過

第1回 平成24年3月9日

第2回 平成24年3月22日

（苦情申立人及び関係調達機関が意見を陳述した。）

第3回 平成24年4月5日

第4回 平成24年4月24日

第6 委員会の判断

1 協定の適用について

関係調達機関は、協定付属書 I 付表 3 に掲げる機関に該当することから、協定の適用対象となる。また、本件調達は、10 万特別引出権を超える価格の調達契約に係るものであり、かつ、協定第 23 条に該当しないことは明らかであるから、協定の適用対象となる。

2 本件申立ての適法性について

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 7 年 12 月 14 日政府調達苦情処理推進会議決定）5.（1）によれば、「供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、政府調達協定等のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、委員会へ苦情を申し立てることができる。」とされている。

苦情申立人は、平成 23 年 12 月 24 日に技術審査結果の事実を書面確認したが、その後、12 月 26 日から、技術審査結果について問い合せつつ、理由が納得できるものではない旨、関係調達機関に訴えるなど本件に関する協議を行ったこと及び当該協議が関係調達機関からの回答で打ち切られたのが、平成 24 年 2 月 8 日である旨主張する。

この点、関係調達機関は、以下のとおり主張する。すなわち、「苦情の原因となった事実を知った日」は、技術審査結果通知

が苦情申立人へ届いた平成 23 年 12 月 24 日である。また、関係調達機関は、苦情申立人との間で入札の技術審査結果に関する協議を一切行っていない。したがって、本件申立ては苦情申立期間に遅れて行われたものであるから、却下されるべきである。

ここで、両者の主張を比較検討すると、技術審査結果通知が苦情申立人に届いたのが、同年 12 月 24 日であることに争いはない。また、苦情申立人が技術審査結果とともに、併せて交渉していたと主張する苦情申立人の支払った交通費等の請求に関して、関係調達機関から返答したのが平成 24 年 2 月 8 日であり、また、この間、同年 1 月 6 日及び 1 月 10 日に技術審査結果に係るやりとりが行われた点についても争いはない。

他方、交通費等の請求に関して行われた協議についてみると、これ自体は協定違反に関連して行われたものではない。しかし、苦情申立人としても、技術審査結果に対する不満から交通費等の請求を行ったものと考えられ、実際、1 月 6 日及び 1 月 10 日の両日において、苦情申立人と関係調達機関との間で交通費等の請求と同時に技術審査結果に係るやりとりがなされている。したがって、交通費等に係る協議と技術審査結果に係る協議は一体のものとして考える必要がある。

以上の検討を踏まえると、平成 23 年 12 月 26 日から平成 24 年 2 月 8 日の期間は、本件の協議期間であるとみるのが相当である。「政府調達に関する苦情の処理手続細則」（平成 11 年 1 月 11 日政府調達苦情処理推進会議決定）1.（3）では、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外すると規定されていることから、同規定に基づき、平成 23 年 12 月 24 日からの期間のうち 12 月 26 日から平成 24 年 2 月 8 日の期間を除外すると、苦情申立人が

技術審査結果通知を受領した平成23年12月24日から10日以内に当たる平成24年2月17日に本件苦情申立てが行われており、本件苦情申立ては苦情申立てができる期間を徒過している場合には該当しない。よって、同年2月17日付けでなされた本件申立ては、「政府調達に関する苦情の処理手続」上の申立期間内に適法に行われたものである。

3 技術審査委員会による審査が本件入札説明書に記載のない基準で行われたことについて

苦情申立人は、本件入札説明書及び仕様書に明記されたとおり、本件調達に備えるべき技術的要件についての提案書を提出し、質問書に対しても求められた図面を提出し、技術仕様を明確に証明したにもかかわらず、技術審査委員会による技術審査結果が「不適」と判断されたのは、本件入札説明書に記載されていない基準で評価されたと考えられ、本件調達に係る入札手続について、協定第9条第6項（f）に違反すると主張する。

しかし、協定第9条第6項（f）は入札に参加しようとする供給者に要求される技術上の要件を規定するものであって、本件で問題となっている製品に係る技術上の仕様を問題としているものではない。したがって、苦情申立人の主張は採用できない。

4 本件入札説明書及び仕様書に定める技術的要件が、協定第12条第2項（g）の求める「完全な説明」の要件を満たしていたかについて

協定第12条第2項（g）では、「供給者に提供される入札説明書には、供給者が有効な入札書を提出するために必要なすべての情報」として、「要求される産品若しくはサービス又はこれら

に関する要件についての完全な説明（技術仕様、満たすべき適合性の証明並びに必要な設計図、図案及び解説資料を含む。）」を記載することを求めている。

そもそも、協定の趣旨は、内外の供給者の中で真の競争を確保することにある。協定第12条は、内外の供給者が従来からの調達機関との関係等にかかわらず入札できるようにすることを求めており、同条第2項（g）の「完全な説明」はこの趣旨に沿って解釈しなければならない。したがって、同条第2項（g）は、入札説明書において、原則として、その記載だけをもって供給者が有効な入札書を提出できるようにすることを求めていると解される。すなわち、同条第2項（g）は、応札者の利益を考慮するばかりでなく、入札説明書の記載が不十分なことによって本来供給を行うことが可能な者の応札意欲を損なわせるようなことがあってはならないとの趣旨から定められたものである。ただし、調達機関が、入札説明書において、「完全な説明」を意図して記載したとしても、入札説明書自体では「完全な説明」になっていない場合もあり得る。その場合には、要求される産品等の性質によって、調達機関が追加的に説明するという対応を行うこともやむを得ないと考えられる場合があり得るが、それはあくまで例外的な措置と位置付けられるべきものである。

こうした観点から、本件を検討してみると、応札した事業者3者とも、当初の応札においては関係調達機関が求める有効な技術仕様書を提出できなかったのであり、入札説明書において「供給者が有効な入札書を提出するため」の「完全な説明」がなされていたかどうか疑義があると考えられる。

そこで、本件入札説明書及び仕様書がこの「供給者が有効な入札書を提出するため」の「完全な説明」をしていたかどうか

ついて、さらに詳細に検討すると、以下の点が論点となる。

論点① 本件では、応札者が、関係調達機関の求めるような技術仕様書を提出できなかったところ、この点について応札者側の責に帰すべき事由があるか。

論点② 関係調達機関においては、その求めているヒータ素線の取り回しの方法等その具体的な実現方法を、応札者に提示させる上で、本件入札説明書及び仕様書の説明にどのような記載を行うべきであったか。

論点①については、応札した事業者3者とも関係調達機関が求めているヒータ素線の取り回しの方法等その具体的な実現方法を記載していなかった。

この点、関係調達機関は、仕様書において、「本仕様書の技術的要件に対して、単に『はい、できます。』『はい、提案します。』といった回答の提案の場合は提案書と見なさないので十分留意して作成すること。また、審査にあたって提案の根拠が不明確であったり、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると技術審査委員会が判断した場合には、要求要件を満たしていないものとみなす。」としていることを踏まえると、事業者側としても、関係調達機関が要求している真意をくみ取って、さらに詳細なヒータ構造の設計書等を提出していれば、問題なかったはずである。

しかしながら、関係調達機関についてもこの規定を厳密に適用しているとは言い難い。実際、応札者が提出した技術仕様書のうち、発熱体炉軸平行配置型ヒータ以外の技術仕様等については、関係調達機関の技術審査委員会としても、数値等が示され、また、該当機器の型番が記載されて、それらがカタログやWEB上で確認できればよいと判断したのであるが、発熱体炉軸平行

配置型ヒータについては、技術審査委員会において、機器の型番及びメーカー名を提示した企業に対しても、「ヒータ素線の情報のみが示されているだけなので、その実現方法など詳細を確認できない」との評価がされた。

このように、技術仕様の大半は、メーカー名や機器の型番のみで足りるとし、ごく一部の仕様については、当該技術の実現方法に係る詳細が必要であるとしているところ、どのような場合に、詳細な情報まで必要とされるのかについては、本件入札説明書及び仕様書の記載からは明らかではない。したがって、本件入札説明書及び仕様書に対する理解不足や誤解等応札者の責に帰すべき事由によって、応札者が具体的な技術仕様の提示を行わなかったとは言い難い。

次に、論点②について検討する。

苦情申立人は、「入札説明書及び仕様書において、関係調達機関が委員会に提出した報告書に添付する図面等を記載しておけば、入札に参加した事業者は、各社ともヒータの図面とこれに対する巻き方の詳細が要求されているということがすぐわかったはずである」旨主張する。

これに対し、関係調達機関は、「今回、委員会に提出した報告書に添付した図面については、本当に専門メーカー等であれば、この辺の技術レベルは常識として持っているだろうということがあり、記載しなかった」旨主張する。

そこで、両者の主張を検討すると、関係調達機関は、「本当に専門メーカー等であれば」と陳述しているのをみると、関係調達機関としては、あたかも当該図面に関する知見を常識として有している事業者であることを入札参加要件として暗黙の裡に有していたとも解される。こうした点から、関係調達機関が本件入札

説明書及び仕様書の記載を最小限のものとしようとしていたことがうかがわれる。

他方、苦情申立人の「入札説明書及び仕様書において、関係調達機関が委員会に提出した報告書に添付する図面等を記載しておけば、入札に参加した事業者は、各社ともヒータの図面とこれに対する巻き方の詳細が要求されているということがすぐわかったはずである」旨の主張は、あくまで仮定に基づくものである。実際に関係調達機関が図面を添付していたとしても、要求される技術仕様書を苦情申立人が提出できたかどうかは明確ではないが、少なくとも、後述する炉の外観のみを提出するだけで足りるとの判断を苦情申立人は下さなかったものと推測される。

以上の点を踏まえると、本件入札説明書及び仕様書において、関係調達機関が委員会に提出した報告書に添付する図面等を記載する等により、発熱体炉軸平行配置型ヒータについて求める技術仕様を完全に説明しておくべきであったものと解される。また、関係調達機関の陳述を聴取する限り、本件入札説明書及び仕様書の記載を最小限のものとしようとしていたことがうかがわれることから、協定第12条第2項に違反する疑いが濃厚である。また、少なくとも本件入札説明書及び仕様書の記載からは、発熱体炉軸平行配置型ヒータについて求められる技術仕様について関係調達機関による追加的な説明等の対応が求められる状態であったと考えられる。

現に、関係調達機関が作成した本件入札説明書及び仕様書においては、「入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。」「提出された資料等の内容について、問い合わせやヒアリングを行うことがあるので照会先を明記す

る」旨が記載されていた。そして、平成23年12月19日に関係調達機関は、ファックスにより質問書を各社に送付しているが、上記の本件入札説明書及び仕様書の記載にかんがみれば、このファックス送信は、上記の記載に基づき、本件入札説明書及び仕様書における発熱体炉軸平行配置型ヒータの技術仕様に係る記載を補完する意図で行われたものとみるべきである。

そこで、この質問書について、次に検討する。

なお、この質問書の送付やその後の対応については、協定第7条第1項との関係で問題となり得ることから、この点については次で検討する。

5 関係調達機関が行った提案技術仕様に関する質問書の送付等について

ここでは、質問書の送付のみならず、質問書に対する応札者の回答について関係調達機関がどのように確認したか等も問題となっていることから、当該質問書の送付及びその後の確認作業等（以下「質問書の送付等」という。）について併せて検討する。

そこでまず、関係調達機関の送付した質問書に記載する「ヒータの外観」について検討すると、応札した事業者3者のうち2者が関係調達機関の求める図面を提出できなかったほか、落札した1者も他の2者と同様に、外観図とみられる図面も付していた。以上の点を踏まえると、参加資格を満たす事業者であれば、関係調達機関の求める図面を確実に提出できるような質問になっていたとは言い難い。

また、関係調達機関が本来求めていたものが事業者から提出されなかったことが認識されたのであれば、直ちに、当該事

業者に対して問い合わせをすればよかったところ、関係調達機関の説明では、公平性の観点から、これを回避したとしている。しかし、その結果、質問書の送付等により、応札した事業者3者のうち、2者が有効な入札書を提出し得ないこととなった。

上述のとおり、本件入札説明書及び仕様書の記載が十分でなく、そのこと自体協定違反である疑いが濃厚である。また、この点のみからは協定違反でないとした場合においても、関係調達機関がさらにこれを補完するべく、質問書の送付等を行ったものの、3者のうち、2者については有効な入札書を提出させるようなものではなかった以上、その後の説明が不十分であったのであり、これら一連の対応を含めて考えると、本件入札説明書及び仕様書が協定第12条第2項（g）の求める「完全な説明」を行ったとは言えず、協定第12条第2項に違反することは明白である。

また、関係調達機関の定める「国立大学法人豊橋技術科学大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要領」の第6条（技術審査）第1項では、「技術審査は、応札者の提案した設備が本学の仕様を満たしているか否かについて、応札者から提出された書類等に基づき行うほか、応札者から十分な説明を受けて行うものとする。」と規定しており、落札しなかった他の事業者への問い合わせを行うべきであったものと解される。

協定第7条第1項は、締約国に対して調達機関が入札手続を応札者に無差別に適用すること、かつ、調達機関が公示した入札手続どおりに進めることを国に確保することを求めている。したがって、調達機関が公示した入札手続どおりに入札を進めない場合、国としては調達機関が公示どおりに調達を実施する

よう措置を講じなければならない。

本件では、関係調達機関が公示した手続どおりに入札手続を進めていない以上、国の機関である委員会としては、協定第7条第1項に基づく締約国の義務を履行する観点から、関係調達機関が、公示された入札手続どおりに入札者から十分な説明を受けて技術審査を行うべきであったと考える。したがって、関係調達機関がこのような瑕疵のある手続をとった以上、是正を求める必要がある。

6 結論

以上の検討を踏まえると、関係調達機関による本件入札説明書及び仕様書並びにこれを補完するためになされた質問書の送付に照らせば、供給者が有効な入札書を提出するために必要なすべての情報についての完全な説明が行われなかったものと解される。これは、協定第12条第2項に違反する。

また、関係調達機関は自らの定める入札の取扱要領規定に違反して、落札しなかった2者からは技術仕様に係る説明を十分に受けることなく、入札手続を進めている。これは、協定第7条第1項との関係で問題があり、委員会としては、関係調達機関に対して、その是正を求める必要がある。

以上のことから、委員会は、「政府調達に関する苦情の処理手続」6.(2)に基づき、①関係調達機関が本件の「契約を破棄する」こと及び②本件調達条件のうち、納入日等やむを得ないものを除き、「調達条件は変えず、再度調達を行う」ことを提案する。

この点、苦情申立人は、政府調達苦情申立書において「入札における技術審査を再度行う」ことを申し立てており、本件申

立てを踏まえれば、苦情申立人及び本件訴外1者から技術仕様に係る説明を十分に受けた上で、「調達を再審査する」ことを提案することも考えられる。しかしながら、本件調達手続においては、既に苦情申立人及び本件落札者の入札価格が一部明らかになっており、かかる状況において「調達を再審査する」ことを関係調達機関に求めても、実際に公正、かつ、公平な調達を行うことが困難な状況にあることにかんがみ、上記の提案をすることとした。

なお、本件の争点に係る委員会の判断を踏まえて、仕様書に発熱体炉軸平行配置型ヒータに関する図面を添付すること等により、求めている技術仕様について完全に説明した上で、再度調達を行うことを提案する。

平成24年 4月24日

政府調達苦情検討委員会

委員長 加 毛 修

委員長代理 高 橋 滋

委員 大 橋 真由美

委員 小 幡 純 子

委員 小 寺 彰

委員 友 永 道 子

委員 友 寄 隆 信

検委事第11号

提 案 書

「政府調達に関する苦情の処理手続」6.(2)に基づき、関係調達機関国立大学法人豊橋技術科学大学が「契約を破棄する」こと及び仕様書に発熱体炉軸平行配置型ヒータに関する図面を添付すること等により、求めている技術仕様について完全に説明した上で、本件調達条件のうち、納入日等やむを得ないものを除き、「調達条件は変えず、再度調達を行う」ことを提案する。

平成24年4月24日

政府調達苦情検討委員会

委員長 加 毛 修

委員長代理 高 橋 滋

委員 大 橋 真由美

委員 小 幡 純 子

委員 小 寺 彰

委員 友 永 道 子

委員 友 寄 隆 信